

令和7年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 令和7年5月19日（月）11時00分～11時35分

場 所 九州農政局第6会議室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長補佐、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

概 要

1. 委員長（九州農政局長）から以下の発言。

- ・平成19年、緑資源機構の発注に関し当省OBが関与した官製談合事件等を契機に、国民の信頼確保を目的として「農林水産省発注者綱紀保持規程」が制定され、それを踏まえ「九州農政局発注者綱紀保持委員会」を設置。
- ・平成30年度には東日本大震災復旧工事を巡り、職員が当省OBの働きかけに応じて懲戒免職処分となる不祥事案が発生。
- ・九州農政局としても、事業（務）所等での研修の実施や事務連絡を発出し、職員への発注者綱紀保持の徹底を周知するなど取組を強化してきたところ。
- ・公共工事等の入札・契約等については、関係法令を遵守して、国民からの疑惑を招かないように、透明性・公平性・公正性を確保して適切に事務処理を行う必要がある。法令順守の意識が職員一人ひとりに浸透するよう、何度も繰り返し注意喚起・周知徹底を図ることが重要である。また、発注担当職員等に対するコンプライアンスの徹底及び入札契約手続における情報管理の徹底についての意識の向上を図ることが重要であるため、そういった観点から取組をお願いする。
- ・本日決定する対策方針を踏まえて、管理・監督者の立場から職員に対して正しい知識と高いモラルを身につけてもらえるよう、職場で指導をしていただきたい。

2. 以下の項目について、九州農政局の取組を事務局（総務部総務課監査官）から説明。

- ・令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について
- ・令和7年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

3. 出席者からの意見・回答及び確認事項

- ・令和7年度発注者綱紀保持対策方針（案）の4に記載されている「執務室等」については、局内・県拠点も含まれているのか。令和6年度の実施状況の4については管内事業（務）所についてのみ記載され、局内、県拠点については記載がないので確認したいとの意見があった。
これについては、管内事業（務）所に限定するものではなく局内、県拠点も対象であることから方針（案）の4は修正する。

以 上

令和 7 年度

九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 1 回）

会 議 資 料

令和7年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 令和7年5月19日（月） 11:00～
場 所 農政第6会議室（10階）

議 事 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

（1）令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について 資 料 1 . . . 2 頁

（2）令和7年度発注者綱紀保持対策方針（案）について 資 料 2 . . . 4 頁

（3）そ の 他

令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

(1) 研修等の実施状況

令和6年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を中心に各種会議等において、発注者綱紀保持に係る研修を実施した。

なお、実施状況は以下のとおり。

開催日・研修等名	受講者	実施内容
R6.4.18 令和6年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計15名	・総務部長から注意喚起
R6.7.25 令和6年度 管内事業（務）所 次長（事務）及び用地・ 管理担当者会議	管内事業（務）所の事務次長及び用地・管理担当課長 計23名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R6.9.18 令和6年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計15名	・総務部長から注意喚起
R6.10.17 令和6年度 管内県拠点・事業所等 庶務担当課長等会議	管内県拠点総括農政推進官、管内事業（務）所庶務課長、局内庶務主任等 計26名	・総務部長から注意喚起
R6.11.11～12.20 発注者綱紀保持 eラーニング研修	管内全職員（休職者等除く） 計1,633名 (100%受講)	・eラーニング 本省主催、全職員を対象とした発注者綱紀保持対策eラーニング研修
R7.1.14 令和6年度 管内国営事業（務）所 工事課長等会議	管内事業（務）所の工事課長等 計28名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R7.1.22 令和6年度 管内庶務等関係事務 担当者会議	管内県拠点及び管内事業（務）所庶務担当者、局内総務係長 計79名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R7.1.23 令和6年度 管内国営事業（務）所 技術専門官等会議	管内事業（務）所の技術専門官、農村振興部専門官等 計38人	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R7.1.31 令和6年度 管内国営事業（務）所 係長会議	管内事業（務）所の係長、農村振興部係長等 計55人	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R7.2.13 情報漏洩・入札談合等の 防止に向けたコンプライ アンス研修	九州農政局本局及び国営事業（務）所勤務の係員級職員 計52名	・講義、ロールプレイ 大臣官房予算課、公取、内閣府等作成の資料を用いて「発注者綱紀保持」、「官製談合の防止」、「再就職規制等」について説明及びロールプレイ

R7.3.13 管内事業（務）所等設計・積算・施工担当者会議	管内事業（務）所等積算担当者、農村振興部積算担当者 計129名	・講義 発注者綱紀保持 e ラーニング研修の回答解説を用いて説明
R7.2.25～3.19 情報遺漏・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	九州農政局本局及び国営事業（務）所勤務の NN 職員 計479名	・設計課から e ラーニング方式により動画視聴と資料（大臣官房予算課、公取、内閣府等作成の資料から「発注者綱紀保持」、「官製談合の防止」、「再就職規制等」）を用いての周知徹底
R7.3.24 令和 6 年度 管内事業（務）所長会議	管内事業（務）所の所長 計13名	・総務部長から注意喚起
R6.4.1～R7.3.31 退職予定職員に対する退職前研修	退職予定者 計94名	・大臣官房予算課研修資料「発注者綱紀保持対策及び独禁法、入札談合防止」を用いて説明

（その他研修関係）

- ・大臣官房予算課主催の発注者綱紀保持対策企画立案実務担当者研修参加（Web 開催）
実施年月日：令和 6 年 6 月 4 日、参加者 3 名

（２）発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

昨年度に引き続き、九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持の取組状況について以下の①から⑤を掲載しています。

- ① 事業者の皆様へのお知らせ
- ② 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③ 発注者綱紀保持委員会規則
- ④ 九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤ 九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
→ 令和 6 年度第 1 回委員会（R6. 5. 13 開催）の議事概要を掲載。

（３）農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について

令和 6 年度について、該当する事案なし。

（４）その他

管内の国営事業（務）所（7 箇所：北部九州土地改良調査管理事務所、宮崎中部農業水利事業所、喜界島農業水利事業所、駅館川農地整備事業所、玉名横島海岸保全事業所、西国東海岸保全事業所、八代海岸保全事業所）について、会計監査、行政文書監査及び情報セキュリティ監査の機会を利用して現場担当者に事業者との応接の状況等について意見交換を実施した。

その結果、事業者の訪問時は、執務室内に事業者が入らないように庶務担当者が対応し、事業者との打合せは、カウンターや打合せスペースで行っている状況であった。また、事務室入口部に執務室への出入り制限の貼り紙やカウンターにチラシを備えるなどの事業者への注意喚起が適切に行われていたことを確認した。

令和7年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

1 目 的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修等を実施する。

(1) 研修対象者

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所の職員を対象とする。

(2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図るとともに、本省から提供された資料を活用し内容の充実を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため、本省が実施する「発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修」については、全職員が受講するよう取り組む。
- 3) 特に下記について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
 - ①令和6年度発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修の中で正解率の低かった項目(解説の周知)
 - ②不適正事案が起こる原因や対策（事例等）
- 4) 必要に応じて公正取引委員会及び大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

(3) その他

- 1) 管内の諸会議を活用し、注意喚起を実施する。
- 2) 退職予定職員に対する退職前研修を実施する。

3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和6年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

(2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

4 応接方法について

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所について、執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の実施状況を確認し、必要に応じて改善を図る。特に、管内事業(務)所については、会計監査、行政文書監査、情報セキュリティ監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者と応接環境の改善に向けた意見交換を行う。